

研究活動支援制度の申請書記入の仕方とQ&A
〈初めて申請する方・継続申請の方も、ご参考にしてください〉



Q1. 研究活動支援制度の申請書はどのような視点で書いたらよいですか？

A1. ライフイベント等と研究の両立の状況が分かるように、差し支えない範囲で家族の支援や社会資源の利用状況を記入してください。保育、介護度、その他の状況欄(記述)には、いずれかの該当の項目に状況を記入してください。

Q2. 研究概要欄(研究目的と計画)はどのように書いたらよいですか？

A2. 専門外の人にもわかりやすいように簡潔に記入してください。

Q3. 支援者に依頼する業務内容は、どのように書いたらよいですか？

A3. 具体的な業務内容を研究内容との関係がわかるようにお書きください(単なる「データ入力」のみでは研究との関連が不明です)。

Q4. 研究業績があまりありませんが、申請はできますか？

A4. 申請対象者に該当する方(育児や介護、その他)は申請できます。本制度は、ライフイベント等と研究の両立を応援するための制度です。

Q5. 男性でも育児や介護、傷病・障害を理由に申請ができますか？

A5. 申請できます。ただし、配偶者が大学及び大学共同利用機関、文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの、高等専門学校、文部科学大臣が指定する機関で雇用されている研究者に限ります。申請書には配偶者の勤務先(研究機関名等)を記入してください。

Q6. 研究活動支援制度は、何度でも継続して利用できますか？

A6. 利用できます。審査の際、初めての方が優先されますが、継続されている方もいます。

Q7. 科研費等別資金を得て研究をしていますが、研究活動支援制度を利用できますか？

A7. 利用できます。研究費取得状況は、審査の際、考慮させていただきます。

Q8. 外部資金や寄付金で雇用している研究補助者を、研究活動支援者として併用して雇用できますか？

A8. 併用することはできません。(実施要項参照) また、本制度は、別の経費で雇用されている者の経費変更は想定していません。

Q9. 介護で申請する場合は、介護保険の介護認定を受けていないと利用できませんか？

A9. 介護認定を受けていなくても介護が必要な方は対象になります。差し支えない範囲で、介護の状況を記入してください。

Q10. 申請に育児や介護認定、傷病・障害等の証明書類の提出が必要ですか？

A10. 必要ありません。差し支えない範囲で申請書の該当の状況欄(記述)に育児や介護等の状況を記入してください。ただし、申請内容に虚偽が含まれている場合は、支援が途中で終了する場合や、今後の申請が認められなくなることがありますので、ご注意ください。

Q11. 研究活動支援者へ交通費は出ますか？

A11. 学外者を雇用する場合には交通費は補助額の中から支給していただきます。また、学生には支給されません。(TA・RA・SA 同様)

Q12. 研究活動支援者が見つからない場合、学生のあっせんをしてもらえますか？

A12. 原則、紹介はしていません。

Q13. 複数の研究支援者を採用できますか？

A13. 採用することができます。

Q14. 学外勤務や土日、休日に研究活動支援者を利用できますか？

A14. 勤務場所は学内のみとなります。また、土日・休日に研究活動支援者を利用する場合は、利用者が勤務の振替をした上での利用となります。

Q15. 研究活動支援制度を利用したら、成果報告等の義務がありますか？

A15. 研究活動支援制度利用者には、研究業績(論文数や学会発表数)、科研費の採択等の成果を報告していただきます。利用報告書の提出が遅れると次年度以降の採用について見合わせる場合があります。

Q16. 申請金額に上限がありますか？

A16. 通年は 25 万円、後期のみの場合は 12 万円です。なお、後期を利用する場合は、やむを得ない事由がある場合に限りです。予算には限りがありますので、確実に利用できる金額としてください。

Q17. 技術補佐員や短時間の研究員、学術振興会特別研究員でも申請ができますか？

A17. 主たる研究者として本学で研究に従事している者であり、かつ、社会保険に加入していることが条件になります。なお、本学に雇用されている学術振興会特別研究員は RPD も含め、申請可能です。

群馬大学ダイバーシティ推進センター

MALE:kyodo-sankaku@ml.gunma-u.ac.jp

TEL:027-220-7143(内線:7143)